

〔別紙1〕鳥取県先端ICT地域プロジェクト型開発・実証支援補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出（■月■日～■月■日まで）

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

※交付申請の取下げは申請書提出から20日以内に限り行うことができます。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則30日以内）

3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 年度中途の事業進捗状況報告

報告時点	報告書の提出締切	報告の内容
9月30日	10月15日	4月1日～9月30日までの開発・実証事業の実施状況、補助対象経費の執行状況
3月31日	4月15日	4月1日～3月31日までの開発・実証事業の実施状況、補助対象経費の執行状況

5. 事業完了

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

6. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から15日以内）

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

補助対象経費の支出額を確認した後にお支払いします。また、県の年度をまたがって事業を実施する場合(3月31日をまたがる場合)は、年度内の補助対象経費の支出額に基づく補助金をいったんお支払いします。

(注1) 補助金をお支払いする前に、補助対象経費の支出額を証明する証憑書類等(見積書、発注書、納品書、請求書、領収書、ネットバンキング等の支払記録、開発日誌、出勤簿、出張の復命書(旅費を計上する場合)、業務委託契約書(委託費を計上する場合)、補助金を活用して製作したサービス、商品等)を職員が調査します。証憑書類等に不備がある場合には、補助対象経費として認められない場合があります。

資料提出・問い合わせ先

商工労働部部・産業振興課

鳥取県鳥取市東町1丁目220番地

0857 - 26 - 7564 sangyou-shinko@pref.tottori.jp